

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	10
処分の種類	都道府県福祉人材センターの指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第98条			
処分の概要	都道府県福祉人材センターが、その業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合などの指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 社会福祉法第94条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。 2. 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。 3. 社会福祉事業を営業者に対し、第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。 4. 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。 5. 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。 6. 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。 7. 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと <p>社会福祉法第98条 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第93条第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第94条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 2. 指定に関し不正の行為があつたとき。 3. この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 			
基準の制定根拠	—			